

よくあるお問い合わせQ&A

Q 1 支給対象者とはどのような事業者ですか？

A 1 上田市内に事業所等を有し、貨物自動車運送事業法若しくは道路運送法の規定に基づく許可又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく認定を受けて、事業を営む事業者です。Q 9、10、11も併せてご確認ください。

Q 2 直近の売上経理簿等の写しとは何ですか？

A 2 令和3年9月以降の月締め売上台帳等（売上が0円の月は除く）です。

Q 3 申請期間はいつまでですか？

A 3 令和4年10月3日（月）から令和4年11月30日（水）までです。なお、11月30日消印有効です。

Q 4 申請後、どれくらいの期間で交付金が振り込まれますか？

A 4 概ね2週間程度を予定しています。書類等に不備があった場合は、それ以上になることがあります。

Q 5 交付対象の車両は何ですか？

A 5 令和4年9月1日時点で長野運輸支局において上田市内の事業所等に登録のある車両（貨物自動車運送事業、旅客自動車運送事業）又は自動車運転代行業に対応した保険（搭乗運転者傷害補償及び顧客車両補償）に加入している車両（自動車運転代行業）です。

Q 6 交付金の額はいくらですか？

A 6 軽自動車・自動二輪車は1台あたり15,000円、その他の車両は1台あたり30,000円となります。

Q 7 交付金の支給対象となる業種と支給対象とならない業種を営んでいます。支給対象となる業種を営んでいれば支給対象となりますか？

A 7 貨物自動車運送事業法若しくは道路運送法の規定に基づく許可又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定を受けて、事業を営んでいれば対象となります。

Q 8 市外にも複数の営業所等があります。市外登録の車の台数と市内登録の車の台数を合算して申請できますか？

A 8 交付対象車輛の台数分での申請となります。

Q 9 営業所等は上田市内にありますが、本社等は上田市外にある場合は、交付対象となりますか？

A 9 交付対象となりません。

Q 10 本社等は上田市内にありますが、上田市外に営業所等がある場合は、交付対象となりますか？

A 10 市内登録として長野運輸支局に登録のある車両のみ交付対象となります。

Q 11 個人事業主として事業を営んでいます。事業所は上田市内にありますが、上田市に住所登録がない場合、交付対象となりますか？

A 11 上田市に住所登録がない個人事業主の方は交付対象となりません。

Q 12 令和4年9月2日付で新しく車両を登録しました。この車両は対象となりますか？

A 12 令和4年9月1日時点で登録または認定がされていない車両は対象となりません。

Q 13 貨物自動車運送事業について、特定貨物運送業・霊柩運送事業に使用する（している）車両と、上記2つの事業に使用しない（していない）車両の両方を所持している場合、交付対象となりますか？

A 13 特定貨物運送業及び霊柩運送事業に使用しない、かつ市内登録の車両のみ対象となります。

Q 14 一般乗用旅客自動車運送事業について、福祉輸送事業に使用する（している）車両と、それ以外の事業に使用する（している）車両の両方を所持している場合、交付対象となりますか？

A 14 福祉輸送事業においてのみ使用している、かつ市内登録の車両のみ対象となります。

Q 15 貨物・旅客自動車運送事業と自動車運転代行業の両方を営んでいます。この場合両方の事業で使用している車輛を合算して申請することはできますか？

A 15 合算しての申請が可能です。なお、自動車運転代行業で使用する（している）車輛については、対象となるすべての車輛の代行共済証書等（任意保険証券）の写しを添付してください。